

都政発第 30 号  
平成 25 年 9 月 30 日

都留市市民活動推進委員会委員長 様

都留市長 小林 義 光

まちづくり交流センターにおける市民活動推進事業について（諮問）

このことについて、都留市市民活動推進条例第 10 条第 2 項の規定に基づき、諮問します。

#### 諮 問 趣 旨

本市は、自治基本条例の理念のもと協働のまちづくりを進めるために、まちづくりの主体に位置づけられた都留文科大学及び都留市社会福祉協議会と市が連携する体制を強化するため、両者との協定により都留文科大学地域交流研究センターと社会福祉協議会の分室をそれぞれ文化会館に設置することとし、また、市民活動推進委員会の答申を踏まえ、市民活動支援センターを同施設に移転し、本年 4 月から文化会館を「都留市まちづくり交流センター」としてオープンするに至りました。

これにより、まちづくり交流センターには、知的資源を活用した地域交流活動を推進し、学生の資質向上を図る都留文科大学地域交流研究センター、地域にある日常生活の課題の解決を目指し、地域福祉の担い手の育成に取り組む都留市社会福祉協議会、市民活動の推進拠点である市民活動支援センター、さらに従来から設置される中央公民館及び市立図書館が日常的に連携・協力できる体制が整うとともに、各機関がまちづくり交流センターを利用する市民の参加・参画を図りながら、心豊かな市民の暮らしを実現するため、学びの支援、世代や分野を超えた交流やネットワークの促進、地域の課題の解決に向けた多様な主体による取組を支援する体制が整いました。

このまちづくり交流センターにおける連携・協力の体制を活かしながら、市民活動推進条例に規定される施策に基づき、市民活動支援センターが中心になって行う、今後の市民活動を推進するための具体的な事業について諮問を行うものであります。